
令和 6 年度予算編成方針

「網走と子どもたちの未来のために」

令和 5 年 11 月
網 走 市

1. はじめに

令和6年度は、新庁舎の供用開始となる重要な年を迎える。

世界的なインフレにより、国内経済は先行きが見通せない状況であるが、地域経済の活性化、安全安心、グリーンの推進、デジタルトランスフォーメーション（DX）による利便性の向上など積極的な取り組みが求められている。

2. 国と地方の経済動向について

内閣府が発表した10月の月例経済報告では、「景気は、緩やかに回復している。」とし、「先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としている。

また、北海道地域の景況判断（9月）では、前回（5月）の「一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。」から変更はなかった。

4－6月期のGDP速報値では、実質成長率+1.2%、名目成長率+2.7%となり、前期の1－3月期の実質成長率+0.8%、名目成長率+2.2%から比較すると家計の最終消費支出や企業設備がともに増加したことにより上方改定されている。

3. 国の予算編成と地方財政について

令和5年7月25日の閣議における「令和6年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」では、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとし、新しい資本主義の実現に向け、「構造的賃上げの実現」「官民連携による投資の拡大」「少子化対策・こども政策の抜本的強化」を進めるため、「重要政策推進枠」を措置するとしている。

総務省は、令和6年度の地方財政について、一般財源総額を令和5年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしているが、「概算要求時における地方財政収支の仮試算」では、歳出の一般歳出合計は前年度比2.7%の増（主な要因は重点政策推進枠の増）となっている一方、歳入の水準超経費を除く一般財源総額は1.0%の増に留まっており、裁量的な経費の上積みは望めない状況である。

4. 本市の財政状況について

中期財政収支見通し（令和5～9年度）では、令和6年度以降の4年間で約31億円の収支不足が見込まれている。（別紙1）

歳入では、人口減少により地方交付税は縮小傾向にある中、市税の伸びも期待できない状況にある。

一方、歳出では、高い公債費負担が続く中、公共施設や道路などの老朽化対策、デジタル社会の推進、脱炭素化社会の実現などに向けた取り組みが求められている。

5. 予算編成について

令和6年度予算は、次の5項目を重点施策とし、課題の解決と将来を展望した施策を展開する。

一方で、事業効果や必要性の乏しい事務事業については事業の再構築（スクラップアンドビルド）を含めた整理を行うなど、財政規律のバランスを念頭に多角的な視点での見直しによる歳出削減や国の補助金の活用など自らが財源確保に努めた予算要求とすること。

【 5つの重点施策 】

① 『ひとにやさしく、ひとを育むまち』

- ・ 地域医療の充実
- ・ 猛暑対策と公共施設の環境改善
- ・ 教育環境の改善やICT教育の推進

② 『グリーンなまち』

- ・ 脱炭素や再生可能エネルギーの推進

③ 『活力あふれるまち』

- ・ 一次産品及び製品の競争力強化
- ・ 魅力ある観光地づくり
- ・ 産業を支える人材の確保・育成

④ 『安全・安心なまち』

- ・ 公共施設、インフラ施設の長寿命化と安全確保

⑤ 『デジタルを推進するまち』

- ・ 関係人口創出、市民サービス、行政運営、地域社会のデジタル化推進

6. 公共施設等について

公共施設等の改修、更新、廃止、解体などの取組みは「網走市公共施設等総合管理計画」に基づき進めるものとする。

予算要求にあたっては、利用実態、今後の利用予測、周辺エリア施設の利活用、トータルコストなどを十分に分析、検討するとともに総量の縮小を基本とすること。

7. 予算要求の基本的事項

中期財政収支見通しでは、多額の収支不足が見込まれることから、各部において、事務事業の見直しと歳入確保に努めること。

(1) 予算の配分について

①部別配分方式

収支不足に係る財源を捻出するため、事業の目的やその成果を検証することにより、スクラップアンドビルドを徹底すること。

団体への運営補助は、積立金を含めた団体の収支状況を加味して行うよう努めること。
各部配分額は別紙2のとおりとする。

50万円未満の「新規・拡充事業」に係る財源については、事務事業全体の見直しにより生み出すものとし、不足がある場合は部内にて調整すること。

事業の休止・廃止を行う場合は、事業統合や規模縮小の可否について検討を行うこと。

「新規・拡充事業」、「各種見直し事業」については、一件審査のため配分は行わない。
要求にあたっては、事業内容、見積り内容を精査すること。

なお、配分額を超える要求については、新規・拡充一般枠に準じて取り扱うこととし、全事業を査定対象とする。

②予算額と決算額の乖離の見直し

予算規模の適正化を図るため、令和4年度の予算額と決算額の乖離（不用額）が大きな事業（決算乖離事業）及び令和5年度の予算の執行状況について確認が必要な事業（決算反映事業）については、部別配分方式によらず、事業の必要性や、予算の適正化を検討すること。

③事務事業の見直し

総合計画や総合戦略、公共施設等総合管理計画に基づき、すべての事業において、事業の内容、効果を今一度検証し、事業の再構築、新たな事業への展開、完了、廃止などを検討すること。

また、補助金等を交付している団体において多額の繰越金の発生や余剰金発生の常態化が見受けられる場合は、対象事業の目的と内容、公益上の必要性を精査し、適切な事務事業の見直しを図ること。

(2) 新規・拡充事業の予算要求について

①重点施策枠

5つの重点施策に基づく事業については、配分額とは別枠での要求可とする。

②新規・拡充一般枠（50万円以上のものに限る。）

総合計画、総合戦略に基づく事業であって、地域課題の解決や業務の効率化、歳入拡大を図る事業等に新たに取り組むもの。

8. 複数年度予算管理について（5ヵ年見込み額の把握）

中期的視点に立った財政運営を図るため、引き続き、以降5ヵ年の予算見込み額をとりまとめることとし、令和7年度から令和10年度までの要求額を、令和6年度要求額や各種計画に基づき、財務マネジメントシステムに入力するものとする。

建設事業については、基本的に中期財政収支見通しに計上しているが、新たに計上する事業については積算根拠などの資料を提出すること。

9. 個別事項

(1) 歳入に関する事項

①市税

一般財源の根幹をなすものであり、税制の動向、国内経済情勢や地域経済の動向分析等を多角的に行い過大、過小とならないよう的確な見積りに努めること。

過小見積りは、結果として必要以上の歳出削減が生じることに留意すること。

賦課においては課税客体の完全捕捉に努め、徴収にあたっては、厳しい地域経済の状況であるが、収納率の向上に努めること。

②国・道支出金

国の動向を注視し、早期の情報収集に努め、補助事業等の活用に取り組み、特定財源を確保すること。

また、北海道の財政状況も厳しい状況と見込まれることから、道単費の補助金についても同様に注視すること。

③使用料・手数料

市民負担の公平の観点からも収納率の向上に努め、前年度以上の収納率とすること。

また、新たな事項や状況により変更が必要なものについては、コストを的確に算出し、適正な価格を設定すること。

④市債

起債対象経費を精査するとともに、充当率については財政課と事前協議すること。

なお、時限的に交付税措置が設定されている公共施設等適正管理推進事業や緊急自然災害防止対策事業、緊急浚渫推進事業といったメニューを積極的に活用すること。

(2) 歳出に関する事項

①建設事業費

中期財政収支見通しに計上された範囲内とし、補助事業については、国への要望額をそのまま要求額としないこと。単独事業については国や道の補助制度が活用できないか確認し、安易に単費での要求としないこと。

また、時限的に財政措置が設定されている事業などの要求を優先的に予算化するので、事業量の平準化に配慮しつつ、通常事業を振替るなど積極的に取り組むこと。

②施策事業費

政策検討会で議論された課題を踏まえ、5つの「重点施策」と「総合戦略」を念頭に新規事業の所要額を精査し要求すること。また、庁内連携はもとより、関係機関、大学、他市町などとの連携強化を図ること。既存事業については、効率性、効果性、市民ニーズなど多角的な視点での見直しにより徹底した経費縮減を図ること。

③経常行政費、施設管理運営費

内部事務管理費など市民サービスに直結しない経費や施設の維持管理費については、配分に限らず自らが縮減見直しを図ること。また、施設については、人口減少や利用実態、類似施設などを考慮し、総量の縮小を図ること。

④義務費

扶助費は前年度決算及び本年度の決算見込みを十分に分析した上で、所要経費を精査し的確な見積りを行うこと。過大な見積りが、結果的に他の事業の縮減につながることに留意すること。特に制度改正の動向に十分留意すること。

⑤その他事業費

所要経費を精査し、的確な見積りを行うこと。

特別会計（公営事業会計）繰出金及び消防負担金については、経費を区分した上で、それぞれの事業区分に準じた予算要求とすること。

⑥車両の購入について

別紙3「車両購入に係る予算要求基準」に基づき予算要求すること。

なお、予算要求基準に基づく車両更新計画一覧に掲載された車両であっても、車両状態を確認し、次期車検まで使用可能と見込まれる場合は要求を慎むこと。

また、電動車の購入については、個別に財政課より通知する。

⑦燃料費及び光熱水費について

積算にあつては、燃料費調整単価など近況を踏まえ要求すること。

⑧時限的なインフラ対策等について

時限的に交付税措置が設定されている公共施設等適正管理推進事業（～R8 脱炭素は～R7）、緊急自然災害防止対策事業（～R7）、緊急防災・減災事業（～R7）、緊急浚渫推進事業（～R6）、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に鑑み新設された補助金等の活用に積極的に取り組むこと。

⑨デジタルファーストの取り組みについて

網走市DX推進計画に基づき、「関係人口創出」「市民サービス」「行政運営」「地域社会」の各分野において積極的に取り組むこと。誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化により、人口減少や新たな日常に対応した、持続可能な街づくりを推進すること。

また、キャッシュレス決済、各種申請手続きや研修・会議などのオンライン化について利用を促進するほか、SNSの活用など対象者に応じて的確に情報が伝達されるよう努め、刊行物やポスター等印刷物のデジタル化を図ること。

(3) 特別会計及び事業会計に関する事項

特別会計や事業会計も財政の健全度を示す指標の算定では、連結決算の対象であることを十分に認識し、徹底した歳入確保及び歳出削減を図ること。一般会計と同様に、中期財政収支見通し（5ヵ年）を策定し、予算要求書と同時に提出すること。（様式は任意）

過大な見積りや中期財政収支見通しに計上されていない一般会計からの繰り出しは認めない。また、それぞれの会計においては、次の事項について留意すること。

①国民健康保険会計、介護保険会計、後期高齢者医療会計について

給付費等の積算にあたっては、制度改正を的確に把握するとともに過大とならないよう精度の向上を図ること。

特に多額の不用額が常に生じている事業は、過大な見積りにより結果的に他の事業の縮減につながることに留意すること。

②市有財産整備会計、網走港整備会計、能取漁港整備会計

土地の売却、有効活用（貸付）に全力を尽くし、あらゆる方策を検討すること。

赤字会計の歳出に関しては、必要最小限とすること。

なお、能取漁港整備会計は、今後5年間の収支の見通しに関する資料を提出すること。（様式は任意）

③水道事業会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計

独立採算制の原則に基づき、より一層の経営の健全化を図ること。

また、地方公営企業法の適用により、将来にわたって持続可能な経営を確保し、「経営の見える化」による経営基盤の強化を図ること。

予算編成スケジュール

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| 1 1月28日（火） | 予算編成方針通知 |
| 1 2月 6日（月） | 新規・拡充等に係る事業名称追加の締切【期限厳守】 |
| 1 2月13日（水） | 予算要求締切【期限厳守】 |
| 1 2月25日（月）～28日（木） | 市長・副市長ヒアリング【予定】 |
| 1月 5日（金）頃～ | 市長・副市長懸案事項再ヒアリング【予定】 |

網 走 市 中 期 財 政 収 支 見 通 し (R5～R9)

(単位: 百万円)

	R5年度予算額		R6年度見込額		R7年度見込額		R8年度見込額		R9年度見込額	
		内一般財源		内一般財源		内一般財源		内一般財源		内一般財源
歳入合計(A)	26,645	13,370	27,162	14,306	23,603	13,683	22,928	13,495	22,314	13,194
一般財源小計	13,228	13,228	12,796	12,796	12,777	12,777	12,801	12,801	12,474	12,474
市税	4,964	4,964	4,947	4,947	4,949	4,949	4,951	4,951	4,872	4,872
地方譲与税・交付金等	1,431	1,431	1,261	1,261	1,261	1,261	1,261	1,261	1,261	1,261
地方交付税	6,818	6,818	6,532	6,532	6,511	6,511	6,533	6,533	6,285	6,285
普通交付税(臨財債含む)	6,018	6,018	5,732	5,732	5,711	5,711	5,733	5,733	5,485	5,485
特別交付税	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800
その他一般財源	15	15	56	56	56	56	56	56	56	56
特定財源 小計	13,417	142	14,366	1,510	10,826	906	10,127	694	9,840	720
国・道支出金	3,915		3,965		4,203		4,071		4,054	
基金繰入金	1,984	142	1,849	1,510	975	906	761	694	784	720
市債(臨財債除く)	3,203		4,450		1,577		1,350		1,392	
その他特定財源	4,315		4,102		4,071		3,945		3,610	

歳出合計(B)	26,645	13,370	28,379	15,190	24,369	14,474	23,692	14,192	23,673	13,918
義務的経費	9,367	6,045	9,484	6,661	9,224	6,573	9,119	6,475	9,093	6,454
人件費	2,345	2,137	2,506	2,248	2,391	2,291	2,493	2,393	2,451	2,351
職員給(給料、手当、共済費)	2,315	2,107	2,348	2,248	2,391	2,291	2,415	2,315	2,451	2,351
退職金	30	30	158	0	0	0	78	78	0	0
議員・委員報酬等	143	140	143	142	143	142	143	142	143	142
公債費	3,405	2,553	3,368	3,004	3,240	2,878	3,114	2,757	3,134	2,778
扶助費	3,170	930	3,179	987	3,175	987	3,172	986	3,168	986
債務負担(国営・建設費償還補助等)	305	285	288	280	275	275	197	197	197	197
政策的経費	7,264	994	9,198	2,184	5,461	1,609	4,821	1,311	4,840	1,068
ソフト事業費(施策事業費)	3,191	744	3,113	1,490	2,971	1,457	2,687	1,191	2,589	927
ハード事業費(建設事業費)	4,073	250	6,085	694	2,490	152	2,134	120	2,251	141
その他の経費	10,014	6,331	9,697	6,345	9,684	6,292	9,752	6,406	9,740	6,396
施設管理運営費	2,797	2,257	2,778	2,280	2,770	2,269	2,766	2,265	2,761	2,258
経常行政費	2,315	1,532	2,279	1,591	2,302	1,564	2,269	1,569	2,250	1,550
その他事業費(繰入金、消防負担金他)	4,902	2,542	4,640	2,474	4,612	2,459	4,717	2,572	4,729	2,588

差引収支(A－B)	0	△884	△791	△697	△724
うち庁舎関係一財ベース	156	337			26

R5～R9における収支不足見込額 △ 3,096

	R4末	R5末	R6末	R7末	R8末	R9末
基金の残高推移(取崩可能)	6,064	5,314	4,814	4,919	5,235	5,524
起債残高の推移	34,022	34,201	35,296	33,827	32,257	30,708

施策事業費・經常行政費・施設管理運営費

各部財源配分額

部 名	施策事業費 配分 <u>一般財源額</u> (千円)	經常行政費 配分 <u>事業費額</u> (千円)
企 画 総 務 部	20,000	101,823
市 民 環 境 部	23,684	322,395
健 康 福 祉 部	137,449	1,065,623
農 林 水 産 部	34,839	8,055
観 光 商 工 部	122,025	4,333
建 設 港 湾 部	64,770	16,616
学 校 教 育 部	13,332	74,445
社 会 教 育 部	35,947	2,089
会 計 課	—	3,558
議 会 事 務 局	2,721	4,478
農 業 委 員 会 事 務 局	95	1,597
選挙管理委員会事務局	—	—
監 査 事 務 局	—	625
合 計	454,862	1,605,637

車両購入に係る予算要求基準

(適用車両)

1. 本基準は、一般車両に対し適用する。

(更新年数)

2. 更新する車両の対象は、初年度登録から軽自動車で 15 年、小型乗用車で 17 年を経過し、更新計画に計上された車両とする。ただし、財政課長が下記の基準に該当すると事前に認める場合は予算要求ができるものとする。

(1) 走行に著しい支障をきたしている場合

(2) 更新により、減車または車両の小型化が行われる場合

(購入車両)

3. 購入する車両は次の基準とする。ただし、財政課長が特殊事情として事前に認める場合はこの基準によらず予算要求ができるものとする。

(1) 軽自動車を基本とする。

(2) 軽自動車では業務に支障があると認められる場合は小型貨物車（バン）とする。

(3) 上記により難しい場合は、小型乗用車とする。

(4) 作業車両は、業務に応じて軽トラック又は軽貨物とする。

(予算要求限度額と仕様)

4. 購入車両に係る予算要求の限度額と仕様は、次のとおりとする。

種類	駆動	予算要求限度額 (千円)	参考車種
軽自動車	2WD	1, 200	ダイハツ・ミライース、 スズキ・アルトエコ
	4WD	1, 350	
EV 軽自動車	2WD	3, 000	日産サクラ、三菱 EK クロス EV
小型貨物車 (バン)	2WD	2, 100	トヨタ・プロボックス、 日産・NV150 AD
	4WD	2, 300	
小型乗用車	2WD	2, 800	トヨタ・カローラフィールダー スバル・インプレッサ
	4WD	2, 950	
軽トラック	4WD	1, 400	ダイハツ・ハイゼットトラック、 スズキ・キャリイ
軽貨物	4WD	1, 600	ダイハツ・ハイゼットカーゴ、 スズキ・エブリイ

※ 車両の性能はこれと同程度又はこれ以下とすること。

※ 要求限度額は、タイヤ等付属品、衝突安全装置、ドライブレコーダー、諸経費を含めた額である。

(一般会計の重量税及び自賠責保険料は財政課管財係支出のため除く)

※ 2WDと4WDの選択については、用途を踏まえ判断すること。

※ 特別会計においても、上記基準に準じた取扱いとすること。

○予算要求基準に基づく車両更新計画一覧

所属		現行車両			更新車両		
部	課	車名	年式	車検	年度	経過	車両
企画総務部	税務課	R2-R	H21. 7	R6. 7	R6	16 年	EV 軽自動車
学校教育部	学校教育課	ミニキャブ [※] バン	H13. 12	R6. 12	R6	23 年	軽貨物
学校教育部	学校教育課	ミニキャブ [※] バン	H15. 2	R7. 2	R6	21 年	軽貨物
学校教育部	学校教育課	エステイマ	H15. 2	R8. 2	R7	22 年	小型電動車
学校教育部	学校教育課	ハイゼットトラック	H17. 4	R9. 4	R8	21 年	軽トラック
農業委員会		プリウス	H22. 4	R9. 4	R8	17 年	小型電動車

※車両の状態に応じ、車両更新計画に関わらず更新時期を先送りする場合があります。